

○函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月10日規則第63号

改正

平成28年3月23日規則第21号
平成28年12月12日規則第64号
平成29年7月25日規則第40号
令和3年9月13日規則第53号
令和4年12月8日規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年函館市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1に規定する規則で定める事務および情報）

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年函館市条例第12号）第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る重度心身障害者（函館市重度心身障害者医療費助成条例第2条第2号に規定する重度心身障害者をいう。以下この号において同じ。）もしくは当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者または当該申請に係る主たる生計維持者（函館市重度心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年函館市規則第34号）第2条第5号に規定する主たる生計維持者をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

イ 当該申請に係る重度心身障害者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険被保険者資格情報」という。）

ウ 当該申請に係る重度心身障害者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者の資格に関する情報（次号および次項において「後期高齢者医療被保険者資格情報」という。）

エ 当該申請に係る重度心身障害者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始もしくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始もしくは同条第2項の職権による保護の変更または同法第26条の保護の停止もしくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

オ 当該申請に係る重度心身障害者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項および第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付および平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始もしくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始もしくは同条第2項の職権による変更または同法第26条の停止もしくは廃止に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

カ 当該申請に係る重度心身障害者もしくは当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者または当該申請に係る主たる生計維持者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

(2) 函館市重度心身障害者医療費助成条例第8条の規定による資格の喪失または申請事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る受給者（函館市重度心身障害者医療費助成条例第4条第2項に規定する受給者をいう。以下この号において同じ。）もしくは当該受給者と同一の世帯に属する者または当該届出に係る主たる生計維持者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該届出に係る受給者に係る国民健康保険被保険者資格情報

ウ 当該届出に係る受給者に係る後期高齢者医療被保険者資格情報

エ 当該届出に係る受給者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該届出に係る受給者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該届出に係る受給者もしくは当該受給者と同一の世帯に属する者または当該届出に係る主たる生計維持者に係る市町村民税に関する情報

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年函館市条例第13号）第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係るひとり親家庭の母（函館市ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第2号に規定するひとり親家庭の母をいう。以下この号において同じ。）、当該申請に係るひとり親家庭の父（同条第3号に規定するひとり親家庭の父をいう。以下この号において同じ。）、当該申請に係るひとり親家庭等児童（同条第4号に規定するひとり親家庭等児童をいう。以下この号において同じ。）もしくは当該ひとり親家庭等児童と同一の世帯に属する者または当該申請に係る主たる生計維持者（ひとり親家庭等児童がひとり親家庭の母または父に現に扶養され、または監護されている場合にあっては当該ひとり親家庭の母または父ならびにその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下このアにおいて同じ。）および扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の規定による扶養義務者をいう。以下このアに

において同じ。)のうち当該ひとり親家庭の母または父の生計を主として維持する者をいい、ひとり親家庭等児童が両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている場合にあっては当該ひとり親家庭等児童を扶養している者ならびにその配偶者および扶養義務者のうち当該ひとり親家庭等児童の生計を主として維持する者をいう。以下この項において同じ。)に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係るひとり親家庭の母、当該申請に係るひとり親家庭の父または当該申請に係るひとり親家庭等児童に係る国民健康保険被保険者資格情報

ウ 当該申請に係るひとり親家庭の母または当該申請に係るひとり親家庭の父に係る後期高齢者医療被保険者資格情報

エ 当該申請に係るひとり親家庭の母、当該申請に係るひとり親家庭の父または当該申請に係るひとり親家庭等児童に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請に係るひとり親家庭の母、当該申請に係るひとり親家庭の父または当該申請に係るひとり親家庭等児童に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請に係るひとり親家庭の母、当該申請に係るひとり親家庭の父、当該申請に係るひとり親家庭等児童もしくは当該ひとり親家庭等児童と同一の世帯に属する者または当該申請に係る主たる生計維持者に係る市町村民税に関する情報

(2) 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例第8条の規定による資格の喪失または申請事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る受給者(函館市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第2項に規定する受給者をいう。以下この号において同じ。)もしくは当該受給者と同一の世帯に属する者または当該届出に係る主たる生計維持者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該届出に係る受給者に係る国民健康保険被保険者資格情報

ウ 当該届出に係る受給者に係る後期高齢者医療被保険者資格情報

エ 当該届出に係る受給者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該届出に係る受給者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該届出に係る受給者もしくは当該受給者と同一の世帯に属する者または当該届出に係る主たる生計維持者に係る市町村民税に関する情報

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 函館市子ども医療費助成条例(昭和48年函館市条例第44号)第4条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る子ども(函館市子ども医療費助成条例第2条第2号に規定する子どもをいう。以下この項において同じ。)もしくは当該子どもと同一の世帯に属する者または当該申請に係る主たる生計維持者(同条第4号に規定する保護者のうち子どもの生計を主として維持する者をいう。以下この項において同じ。)に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る子どもに係る国民健康保険被保険者資格情報

ウ 当該申請に係る子どもに係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る子どももしくは当該子どもと同一の世帯に属する者または当該申請に係る主たる生計維持者に係る市町村民税に関する情報

(2) 函館市子ども医療費助成条例第8条の規定による資格の喪失または届出事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る受給者(函館市子ども医療費助成条例第4条第2項に規定する受給者をいう。以下この号において同じ。)もしくは当該受給者と同一の世帯に属する者また

は当該届出に係る主たる生計維持者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該届出に係る受給者に係る国民健康保険被保険者資格情報

ウ 当該届出に係る受給者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該届出に係る受給者もしくは当該受給者と同一の世帯に属する者または当該届出に係る主たる生計維持者に係る市町村民税に関する情報

(条例別表第2に規定する規則で定める事務および情報)

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 同法第6条第2項の要保護者または同条第1項の被保護者であった者に係る学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始または同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始または同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止または廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報
- (6) 生活保護法第77条第1項または第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項または第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 第1号に掲げる情報

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項および第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施ならびに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付および平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項および第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付ならびに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付および平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者または支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始または同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりそ

の例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始または同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止または廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

(6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項ならびに平成25年改正法附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項または第78条第1項および第2項の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者または当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護実施関係情報

(2) 市町村民税に関する情報

(3) 住民票に記載された住民票関係情報

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月25日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月13日規則第53号）

この規則は、函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和3年函館市条例第61号）の施行の日から施行する。

附 則（令和4年12月8日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。